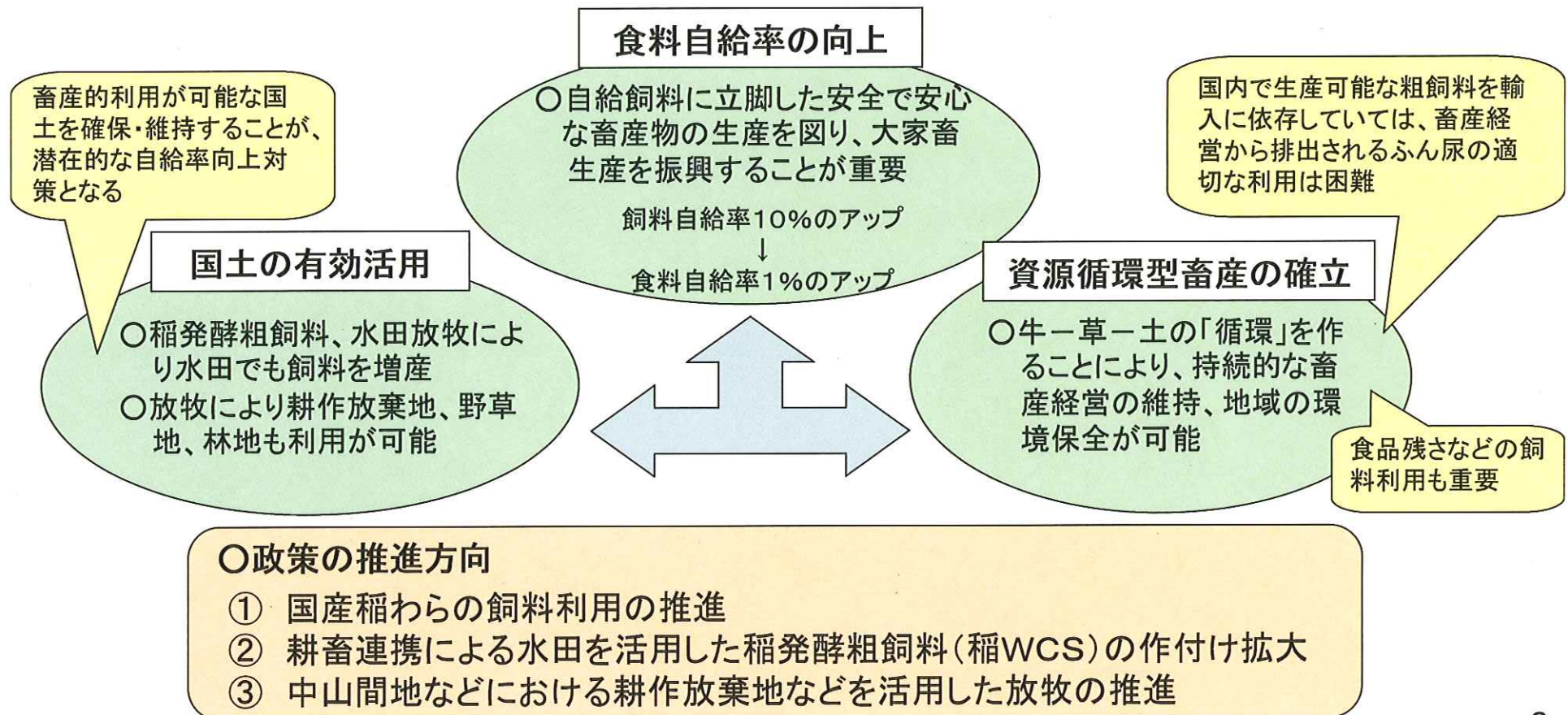


自給飼料増産をめぐる情勢について

平成19年7月
農林水産省生産局
畜産部畜産振興課

1 自給飼料政策の基本的な考え方

- 輸入飼料への依存から脱却し、自給飼料に立脚した安全で安心な畜産物の生産を図ることが重要。
- 飼料自給率が仮に10%上昇した場合でも、食料自給率の上昇は1%に止まるが、食料自給率の向上、国土の有効活用、資源循環型畜産の確立の観点から、自給飼料の生産拡大が重要。

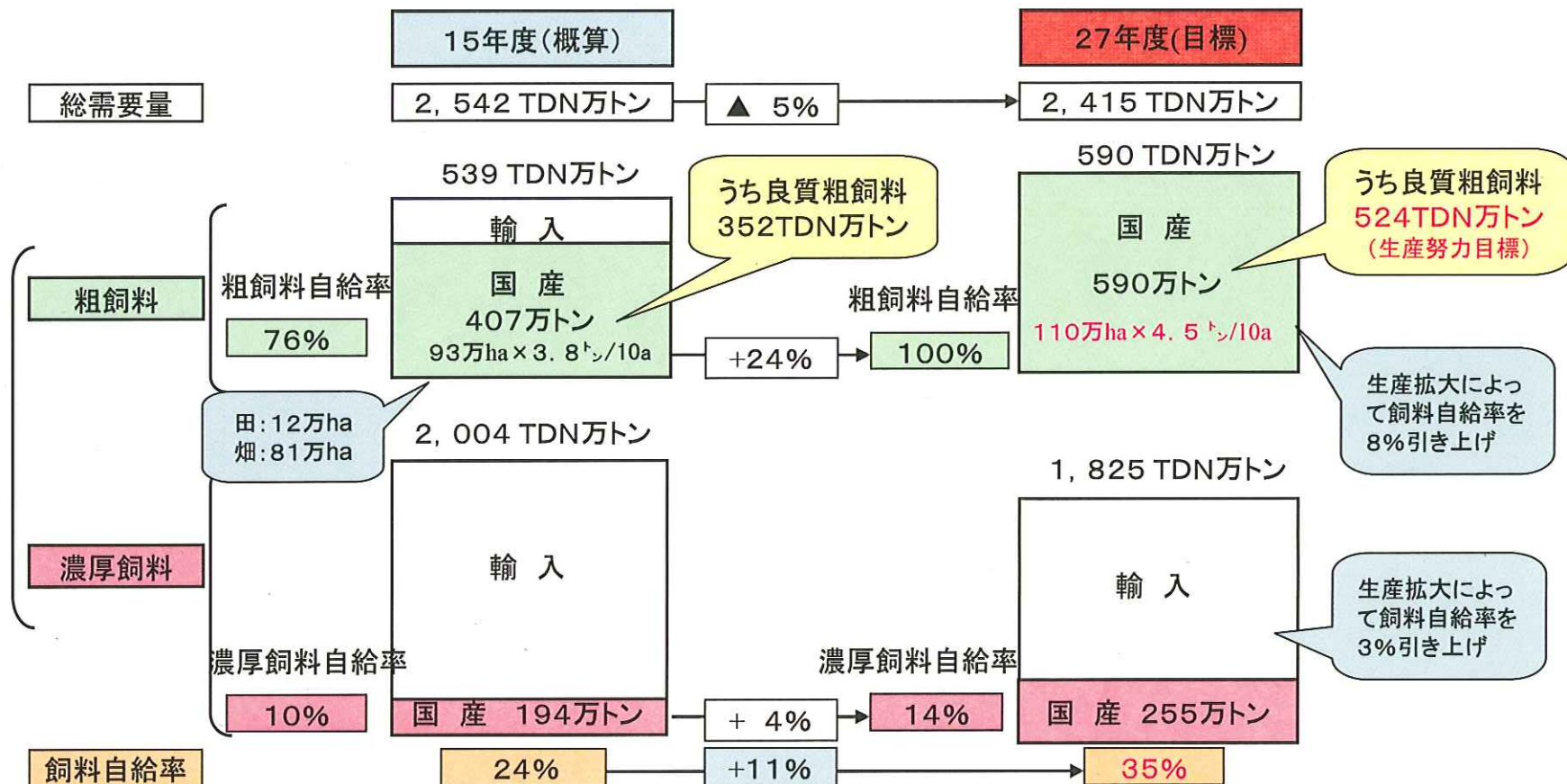


2 飼料自給率及び生産努力目標について (新たな食料・農業・農村基本計画)

○27年度目標

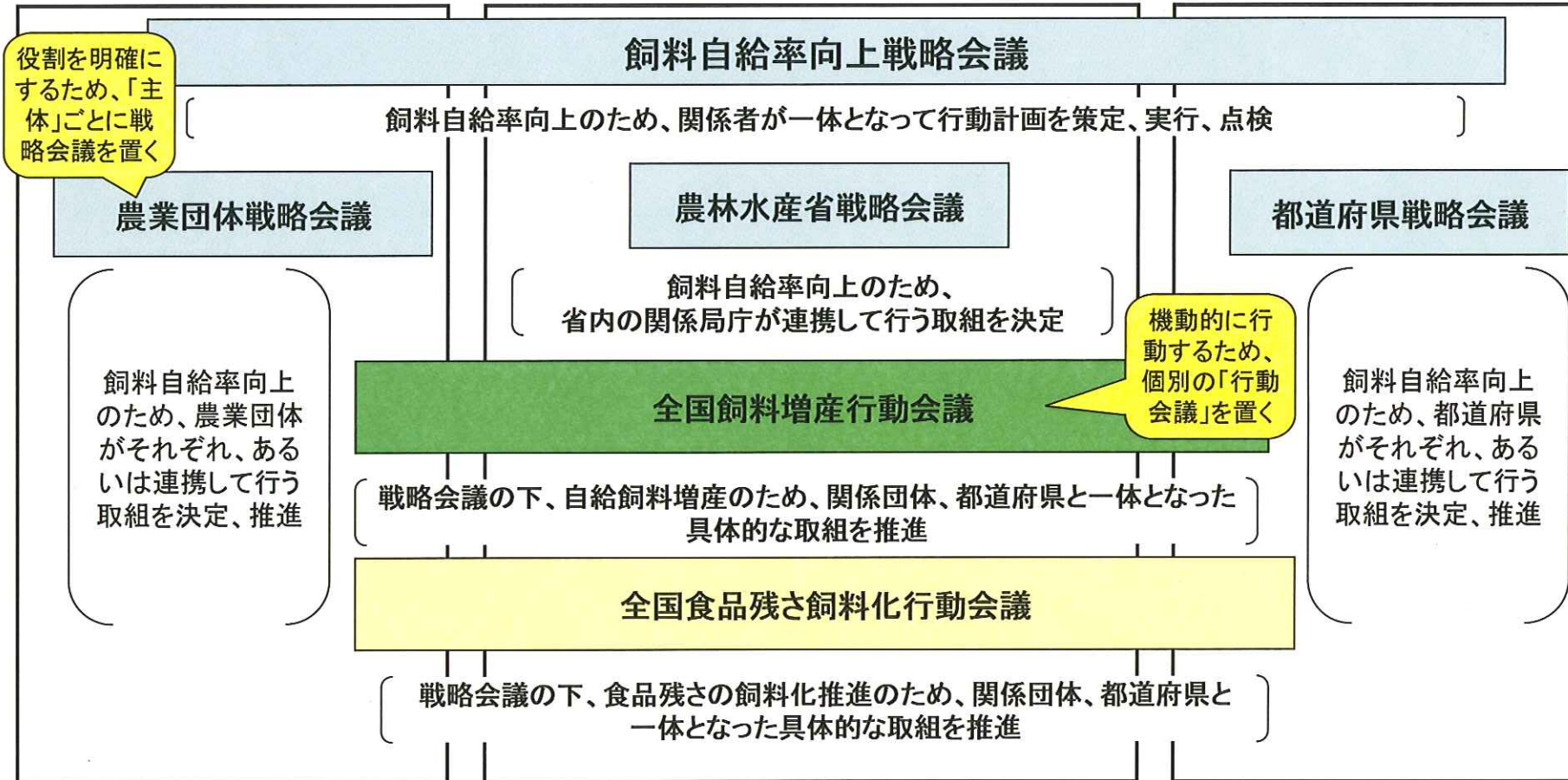
飼料自給率: 35% (粗飼料自給率: 100%、濃厚飼料自給率: 14%)

飼料作物の生産努力目標: 524TDN万吨、作付面積: 110万ha、単収: 4,534kg/10a



3 「飼料自給率向上特別プロジェクト」について

1. 食料・農業・農村基本計画における飼料自給率目標達成のため、国、都道府県、農業者・農業団体、食品産業事業者、飼料関係団体等が、有識者の助言を得つつ、適切な役割分担の下、一体となって、「飼料自給率向上に向けた行動計画（以下「行動計画」）」を策定、実行、点検する「飼料自給率特別プロジェクト」を発足。
2. 上記関係者及び有識者を構成員とする「飼料自給率向上戦略会議」（以下「戦略会議」）において、「行動計画」の策定等を実施。
3. 農林水産省、農業団体、都道府県等は、戦略会議の決定を踏まえ、それぞれの責任と取組方針を確認。
4. 「行動計画」の機動的な実行を確保するため、戦略会議の下に、自給飼料増産、食品残さの飼料化それぞれの目的に応じて、関係者が一体となって専門的見地からの具体的取組を推進する「行動会議」を定期的開催。



4 平成19年度の取組方針について

○運動方針案の位置づけ

本運動方針は、19年度第1回全国飼料増産行動会議(5月頃開催予定)で決定する19年度の行動計画や運動スローガンを作成する上での基本方針であり、事務局では、本方針に基づき、行動計画案や運動スローガン案を作成して、同会議に提示する予定。

○基本的考え方

19年度における行動計画や運動スローガンについては、基本的には18年度の行動計画等を踏襲しながら、次のような過去2年間の点検・検証の結果を反映させつつ、今後の取組の成果が作付面積の増加等具体的な数値として結びつくよう見直すべきではないか。

- ①飼料増産重点地区、専門指導者を活用した作付面積・生産性の増大、安定化
- ②ネットワーク強化による飼料生産の担い手への集中化、耕畜連携への取組拡大
- ③飼料増産に関するメリット・意義等について、生産者・消費者への情報提供の充実 など



◎19年度行動計画案の骨子

- ①全国・地域レベルの会議の開催、②ネットワークを積極的に活用した作付増加への取組推進、
- ③ネットワークを活用した斡旋・仲介活動の強化、④専門指導者の養成、地域における活用強化
- ⑤シンポジウムの開催等による普及啓発 注)アンダーライン部分が18年度からの変更部分

◎19年度運動スローガン案の骨子

- ①国産稲わらの完全自給、②稲発酵粗飼料の作付拡大、③細断型ロールベアラ作業体系の導入、寒冷地用品種の普及等によるトウモロコシの作付拡大、④水田や耕作放棄地等を活用し、肉用牛増頭対策と連携した放牧の推進、⑤飼料生産の外部化・組織化の推進、⑥奨励品種の導入や草地更新等による生産性の向上、⑦消費者の理解醸成 注)アンダーライン部分が18年度からの変更部分

5 平成19年度飼料作付面積拡大に向けた重点対策

本案は、19年度の飼料増産に向けた運動方針(案)を基本としつつ、飼料作付面積の減少に歯止めをかけ、増加に転じさせるための重点的な取組であり、19年度の行動計画における重点対策「飼料作付面積拡大プラン」として位置づけることとする。

平成19年度 飼料増産に向けた運動方針

- | | |
|-------------|--|
| ①飼料増産運動 | 重点地区数 213→250地区
工程管理の徹底、マップ&ネットワークの活用 |
| ②飼料作物の生産拡大 | 稲WCSの作付拡大
新たな耕畜連携対策の活用
地域に適した技術の普及
トウモロコシの作付拡大
細断型ロールベアラーの活用
寒冷地用品種等の活用 |
| ③放牧の推進 | 専門指導者の活動強化、新たな耕畜連携等事業活用による放牧推進
耕作放棄地放牧の取組拡大、公共牧場における取組拡大 |
| ④外部化の推進 | 中核的なコントラクターの育成・組織化、離農跡地の有効利用 |
| ⑤国産稲わらの利用拡大 | 国内稲わら需要量に見合った国産稲わらの供給体制の確立、広域流通の促進 |
| ⑥生産性の向上 | 草地更新の推進、優良品種の啓発・普及 |
| ⑦消費者の理解醸成 | シンポジウムの開催等による啓発・普及 |

飼料作付面積拡大プラン 20,000ha (90万haの復活)

- | | |
|------------------|--|
| 重点地区の取組面積拡大 | |
| 専門指導者養成 | 各50名 |
| 稲WCS 20年作付面積の拡大 | 7,500ha
(+2,500ha) |
| トウモロコシの作付拡大 | 85,000ha
(+600ha) |
| 水田における肉用牛放牧頭数 | 5,000頭 |
| コントラクターによる受託面積拡大 | 120千ha
(+23千ha) |
| 自給100%の達成 | |
| 各般との連携強化 | 肉用牛増頭対策との連携、地域別の目標達成に向けた取組との連携、各種統計データを活用した作付実態解析と対応 |

6 飼料増産重点取組施策について

(1) 稲発酵粗飼料

- 稲発酵粗飼料(稲WCS)は、稲作農家にとっては作りやすく、畜産農家にとっては飼料価値の高い「飼料作物」として、転作田での作付が増加し、最近は、稲作農家が生産・収穫し、畜産農家へ販売する事例も増加。
- 稲WCSについては、今後も増加が見込まれる一方、ある程度の財政負担が避けられないことから、国民のコンセンサスが必要。

○ 稲WCSをめぐる状況

【トピックス】

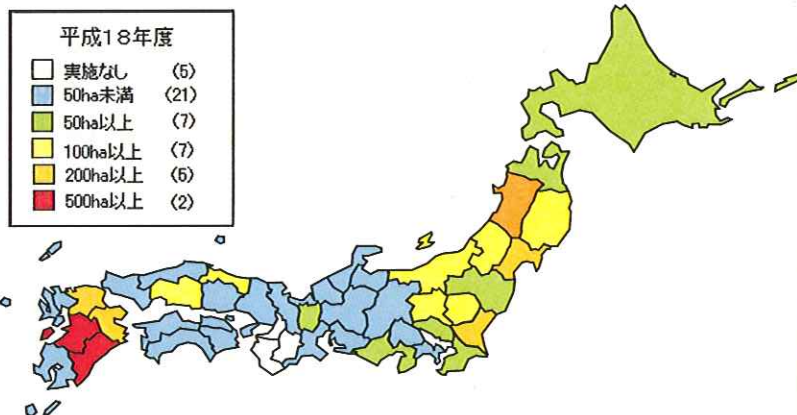
- 新品種(WCS専用)の開発
16年度2品種(夢あおば、ニシアオ)
17年度2品種(べこあおば、リーフスター)

【課題】

- 直播き等の低コスト栽培技術の普及
- 栄養収量の高い専用品種の開発

転作作物を作付けていない水田の活用
(調整水田・自己管理水田の合計)
112千ha

○ 稲発酵粗飼料の作付マップ



ラッピングサイレージ



自走式専用ロールペラーの利用も増加(18年度までに127台導入)

○ 稲発酵粗飼料の作付面積の推移

(単位:ha)

年度	全国	熊本県	宮崎県	秋田県	宮城県	茨城県	大分県	福岡県
昭和60	309							
平成7	23							
12	502	139	225	—	9	—	6	—
13	2,378	615	538	85	111	60	46	77
14	3,593	995	817	160	143	70	107	133
15	5,214	1,348	912	290	190	96	171	202
16	4,375	1,064	851	284	158	146	171	173
17	4,594	994	862	286	182	205	231	190
18	5,182	1,123	986	311	249	223	222	203
20(目標)	7,500							

資料:農林水産省生産局調べ

○ 稲発酵粗飼料作付・利用拡大のための対策

【作付拡大への支援】

- 稲発酵粗飼料用ロールペラー等の導入
(補助率1/2)
- 稲発酵粗飼料生産に対する単位面積当たり助成
(上限:13千円/10a)

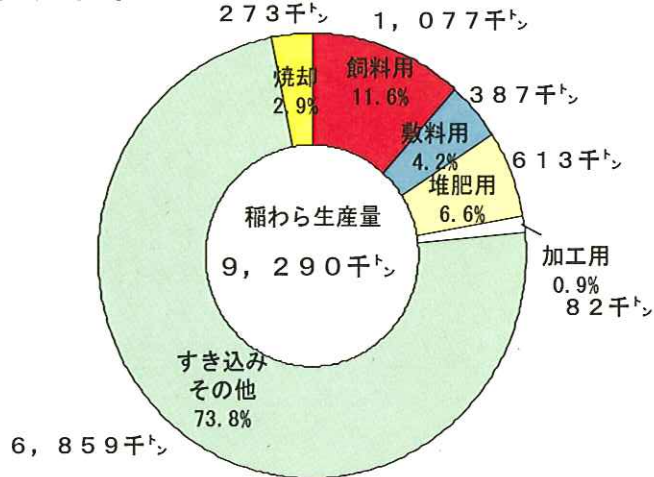
【利用拡大への支援】

- 稲発酵粗飼料の給与実証への支援
(10千円/10a)

(2) 稲わら利用・生産の推進について

- 稲わらの生産量に対して飼料用への仕向けは約10%であり、飼料自給率の向上や口蹄疫問題等も考慮すれば、今後、すき込み、焼却されている国産稲わらの一層の飼料利用を推進することが重要。
- 稲わらが不足する地域へ、稲わら生産地帯から広域流通により供給する体制を確立することが喫緊の課題。
- なお、中国産輸入稲わらは、輸入稲わらから生きたニカメイガの幼虫が発見されたこと(加熱処理条件違反)、また中国国内で口蹄疫が発生したことから、平成17年5月27日から輸入停止。

○国産稲わらの用途別利用状況(平成17年産)



資料：農林水産省生産局調べ

九州北部の水田地帯から収集した稲わらを圧縮梱包し、南九州を中心とした需要県への広域流通を促進するための調査や実証を平成18年10月より実施

- ・ テーマ: 国産稲わら等の流通コストの低減について
- ・ 事業実施: 全国農業協同組合連合会
- ・ 実施場所: 福岡県久留米市
- ・ 国の事業「知識集約型産業創造対策事業」を活用して実施

○飼料用稲わら需給の推移

(単位: 千トン)

区分	稲わら 生産量 ①	飼料 仕向量 ②	飼料 利用率 ③=②/①	輸入量 ④	飼料 需要量 ⑤=②+④	自給率 ②/⑤
昭和55年産	11,659	1,855	15.9%	48	1,903	97.5%
平成 2年産	10,119	1,646	16.3%	181	1,827	90.1%
7年産	10,309	1,343	13.0%	223	1,566	85.8%
12年産	9,417	1,085	11.5%	229	1,314	82.6%
13年産	9,057	1,100	12.1%	140	1,240	88.7%
14年産	9,026	1,077	11.9%	122	1,199	89.8%
15年産	8,714	1,011	11.6%	179	1,190	85.0%
16年産	9,017	924	10.2%	147	1,071	86.3%
17年産	9,290	1,077	11.6%	12	1,089	98.9%



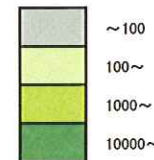
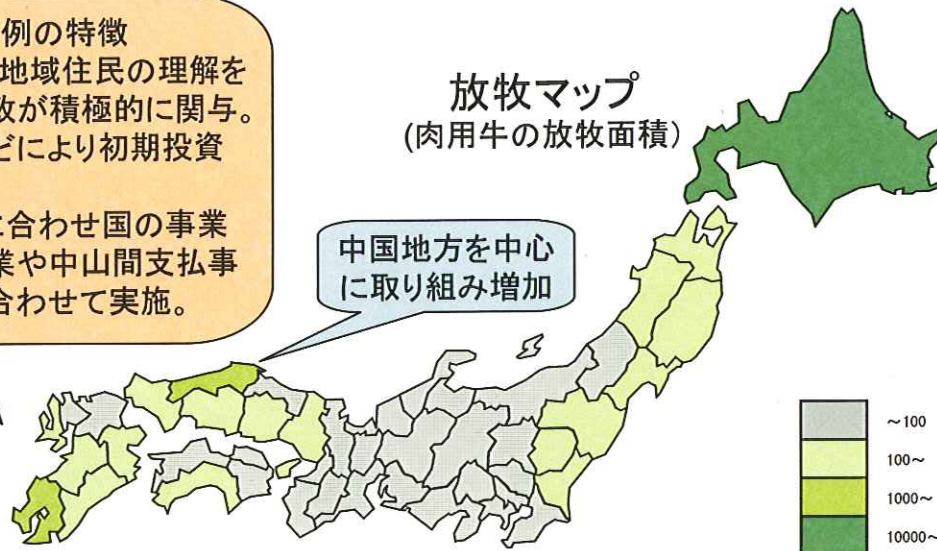
(3) 放牧の推進について

- 飼料費節減や飼養管理、飼料生産作業の省力化によるコストダウンの観点から放牧への取組が有効。
- 最近では、肉用繁殖牛の耕作放棄地や水田を活用した放牧への取組が各地で行われ、獣害防止などに効果が実証されている。
- 今後、中山間地域における耕作放棄地の解消や棚田保全の観点から、転作田、野草地など多様な土地を利用した放牧を推進する必要。

優良事例の特徴

- 放牧を始める地域住民の理解を得るために行政が積極的に関与。
- レンタル牛などにより初期投資を軽減
- 地域の実情に合わせ国の事業の他、県単事業や中山間支払事業などを組み合わせて実施。

放牧マップ (肉用牛の放牧面積)



単位: ha

放牧のメリット

- 飼育管理・飼料生産労働の削減
 - 購入飼料費の削減
 - 牛の健康増進
(衛生費の削減、繁殖成績の向上)
- のほか
- 耕作放棄地の解消、未利用地利用
 - イノシシ害等の防止にも有効



繁殖牛の放牧風景

○ 肉用繁殖牛の放牧利用について(公共牧場を除く・18年度速報値)

	放牧頭数	放牧面積	うち水田、耕作放棄地、 野草地、林地等面積
平成17年度	42,767頭	18,200ha	10,751ha
平成18年度	45,288頭	19,315ha	11,067ha
増減	2,521頭	1,115ha	316ha

・耕作放棄地のうち農家所有面積(17年度)

22万^{ha} { 田 8万^{ha}
畑 10万^{ha}
樹園地 3万^{ha}

注) 田・畑等の内訳は2000年センサスのデータ(2005年センサスは集計中)

・未利用の野草地・林地 39万^{ha}

(4) 飼料生産の外部化等の推進について

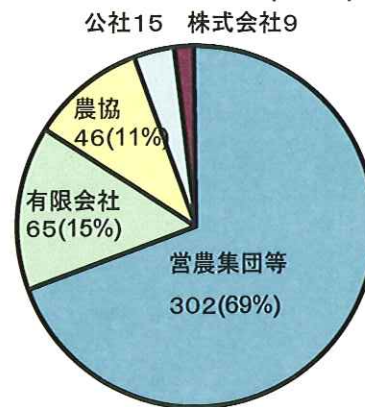
コントラクター

- 飼養規模拡大や高齢化の進展による飼料生産労働力不足に対応するため、飼料生産組織やコントラクターによる労働負担の軽減及び飼料生産作業の効率化・低コスト化を促進することが重要。
- コントラクター組織数は増加しているものの、地域的な偏り(北海道と九州で6割以上)や共同作業的な組織にとどまっている例も散見。
- 今後は、地域の飼料生産の中核を担うコントラクターや生産された粗飼料を主体としたTMR(完全配合飼料)を畜産経営に供給するためのTMRセンターの育成を推進。

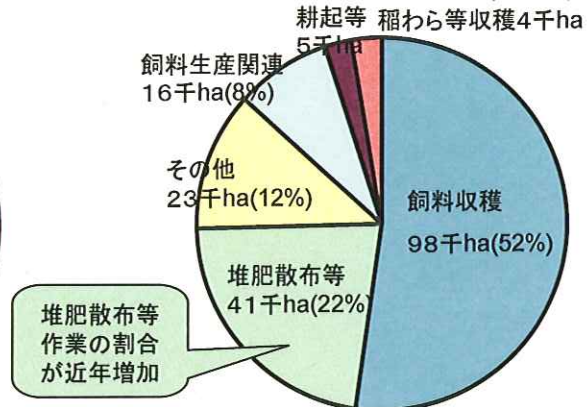
○コントラクターの概要(全国)

	9年度	→	17年度
組織数	122		437
利用農家数	6,020		18,007
飼料収穫受託面積 (うち北海道)	38千ha (29千ha)		98千ha (85千ha)

形態別組織数(H17)



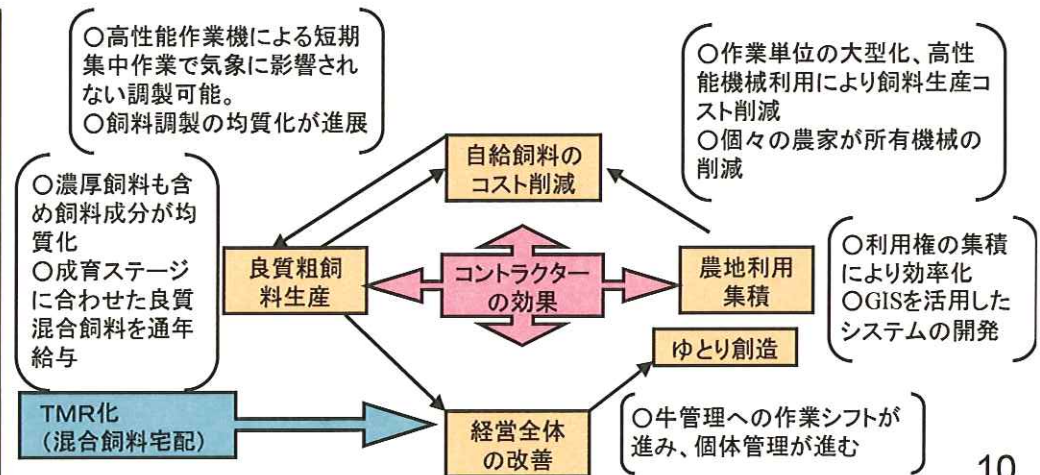
作業別受託面積(H17)



TMRセンター

- TMR(粗飼料、濃厚飼料、ミネラル、ビタミン、添加物等を混ぜ合わせ、必要な栄養素をすべて含んだ混合飼料)を調製し畜産経営に供給する施設。
- 北海道を中心に組織数が増加。
15年度 17年度
組織数 34 → 49
(うち北海道) (7) (20)

TMR普及率: 17%(個別農家を含む: 16年度)



7 平成19年度行動計画の実行に向けて

施策

19年度

国も地方も団体も、中央から現場まで、ともに汗をかいて行動する！



飼料増産運動

- ・飼料自給率目標35%を達成するため、17年度に「飼料自給率向上戦略会議（現在：副大臣主催）」を組織、飼料作物はもとより食品残さなど濃厚飼料も含め、国・地方、農業団体等が一体となった取組を展開。
- ・19年度は、18年度の点検・検証の結果を反映しつつ、取組を強化。

第1回：4月19日開催
第2回：20年 2月頃

稲発酵粗飼料の作付拡大

- ・交付金・助成金
- ・条件整備
- ・人づくり

- ・生産助成（産地づくり交付金＋耕畜連携水田活用対策 上限：1.3万円/10a）
- ・給与助成（国産粗飼料増産対策 1万円/10a）
- ・稲WCS専用機械・ストックポイント整備支援（強い農業づくり交付金1/2、1/3 補助）
- ・稲WCSコーディネーターの育成（中央畜産研修の充実・強化、認定制度）

稲発酵粗飼料需給マップ・ネットワークの充実・強化

工程管理の徹底

都道府県単位等で斡旋・仲介活動を実施

トウモロコシの作付拡大

- ・交付金・助成金

- ・トウモロコシ細断型ロールペーラ体系等の導入支援（強い農業づくり交付金1/2、1/3 補助）
- ・草地更新時にトウモロコシ等高収量作物に転換（国産飼料資源活用促進総合対策 6万円/1ha）

専門養成講座の開設（10月頃）

国産稲わらの利用拡大

- ・交付金・助成金

- ・耕畜連携による収集・利用組織に助成（国産粗飼料増産対策）
19年度開始分4千円/10a 20年度開始分3千円/10a
- ・稲わら収集機械、ストックポイント整備等支援（強い農業づくり交付金1/2、1/3 補助）
- ・わら専用稲の生産助成（産地づくり 交付金＋耕畜連携水田活用対策 上限：1.3万円/10a）

国産稲わら需給マップ・ネットワークの充実・強化

都道府県単位等で斡旋・仲介活動を実施

放牧は中山間直接支払いの対象にもなる

放牧の推進

- ・交付金・助成金
- ・条件整備
- ・人づくり

- ・水田放牧の生産助成（産地づくり交付金＋耕畜連携水田活用対策 上限：1.3万円/10a）
- ・ソーラー電気牧柵等の整備支援（強い農業づくり交付金1/2、定額補助）
- ・放牧伝道師の育成
- ・公共牧場等を活用した放牧利用の取組への支援（国産飼料資源活用促進総合対策（農畜産業振興機構事業）、定額助成）

放牧利用地可能マップ・ネットワークの充実・強化

放牧サミット
10月頃開催

専門養成講座の開設（9月）、認定制度

施策

19年度

飼料生産の外部化(コントラクター、TMRセンター)の推進

- ・交付金・助成金
- ・条件整備
- ・人づくり

- ・機械・施設の整備支援(強い農業づくり交付金1/2、1/3補助)
- ・先進的な取組を行うTMRセンターへの支援(未来志向型技術革新対策、直接採択補助金1/2補助)
- ・コントラクター(耕種農家で構成する集団を含む)の受託作業面積に応じた面積当たり助成(国産飼料資源活用促進総合対策(農畜産業振興機構事業)
 - 飼料作付、飼料収穫、稲わら収穫、稲WCS収穫、堆肥処理、草地更新作業等:定額助成
- ・コントラクターアドバイザーの育成(中央畜産研修の充実・強化)

全国コントラクター連絡協議会開催(3月頃)

都道府県単位等で斡旋・仲介活動を実施

コントラクター実態調査5月調査、7月取りまとめ

作業受委託需給マップ・ネットワークの充実・強化

生産性の向上(単収向上、コスト低減)

- ・交付金・助成金
- ・技術開発

- ・生産性の高い草地への転換、特にトウモロコシ等の高収量作物の作付けや耕作放棄地等への牧草作付けへの支援(国産飼料資源活用促進総合対策(農畜産業振興機構事業)、5万円/ha、6万円/ha(トウモロコシ、耕作放棄地)他)
- ・飼料作物の生産・収穫・調製用施設・機械等の整備(強い農業づくり交付金1/2、1/3補助)

専門養成講座の開設(10月)

事業検討会の開催と情報提供誌(飼料増産ホットニュースなど)の配布

飼料生産基盤の確保(基盤整備、利用集積)

- ・助成金
- ・交付金
- ・制度

- ・草地及び飼料畑の造成・整備改良、担い手への土地利用集積を伴う飼料基盤の整備、公共牧場の草地基盤と施設との一体的整備、草地林地等の整備
- ・耕種農家等が円滑に畜産を導入できるように支援を行いつつ、飼料基盤と施設を一体的に整備(草地畜産基盤整備事業(公共)50%、55%以内等補助)
- ・畜産主産地等で一定規模要件をもって実施する飼料基盤整備等を補完しながら、地域の実情に対応した飼料基盤整備(強い農業づくり交付金(飼料基盤活用の促進)1/2等補助)
- ・家畜排せつ物処理施設とたい肥の還元用草地等の一体的な整備(畜産環境総合整備事業(公共)50%以内等補助)
- ・農地の有効利用を促進するため、耕作放棄地に対して自治体が強制的に利用権を設定し、株式会社を含めた利用者へ貸し出すことが可能(農地法と農業経営基盤強化法)

利用集積の促進

消費者の理解の醸成

- ・助成金

- ・ふれあい施設の整備の支援(畜産環境総合整備事業(公共)、50%以内補助)
- ・草地畜産PR活動の支援(国産飼料資源活用促進総合対策(農畜産業振興機構事業)、定額補助)